

▶▶ **本人確認書類**

取引時確認に際して、顧客及び代表者等の「本人特定事項」を確認する際に用いる書類です（改正省令6条）。

顧客の区分（個人、法人、外国人・外国法人）により用いることのできる書類が異なります。

また、確認する対象が自然人の場合は、書類の種類によって、提示を受けるだけで確認を完了できるものと、提示又は送付を受けた後に取引関係文書の送付が必要となるものがあります。

**【本人確認書類の種類】**

①個人（個人顧客本人や代表者等の自然人）の本人特定事項を確認するための本人確認書類

A 欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証           ・運転経歴証明書           ・住民基本台帳カード</li> <li>・パスポート           ・在留カード               ・特別永住者証明書</li> <li>・印鑑登録証明書（※特定取引の申込み等の書類に押印されている印鑑に係るもの）</li> <li>・各種健康保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険）</li> <li>・健康保険日雇特例被保険者手帳</li> <li>・共済組合の組合員証（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合）</li> <li>・私立学校教職員共済制度の加入者証</li> <li>・国民年金手帳       ・児童扶養手当証書           ・特別児童扶養手当証書       ・母子健康手帳</li> <li>・身体障害者手帳   ・精神障害者保健福祉手帳   ・療育手帳                    ・戦傷病者手帳</li> <li>・官公庁発行書類       （※氏名・住居・生年月日の記載と顔写真の貼付のあるもの）</li> </ul>
B 欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証明書（※A欄の印鑑登録証明書に該当しないもの）</li> <li>・戸籍の謄本又は抄本（※戸籍の附票の写しが添付されているものに限る）</li> <li>・住民票の写し又は住民票の記載事項証明書</li> <li>・官公庁発行書類（※氏名・住居・生年月日の記載があり、顔写真の貼付のないもの）</li> </ul>

\*A欄の書類…その書類の原本提示を受けるだけで「本人特定事項」の確認が完了するもの

※顧客の本人特定事項の確認を官公庁発行書類によって行う際は、当該書類の提示は顧客本人により行われる場合に限りです。（代表者等からの提示は認められていません）

\*B欄の書類…その書類の原本提示を受けるとともに、別途、取引関係文書の送付が必要となるもの

\*A・Bの書類の原本又は写しの送付を受けた場合は、別途、取引関係文書の送付が必要となる

②国内法人の本人特定事項を確認するための本人確認書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（※その法人の設立登記に係るもの）</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・官公庁発行書類（※その法人の名称と本店所在地の記載があるもの）</li> </ul>
---

③外国人及び外国法人の本人特定事項を確認するための本人確認書類

<p>上記①、②に掲げる書類のほか、 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類で、本人特定事項の記載があるもの</p>
--

【関係条文】 H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法施行規則の条文より抜粋

## ○犯罪収益移転防止法施行規則

(本人確認書類)

第6条 前条第1項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号からホまでに掲げる本人確認書類及び第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号へ及びト、第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 印鑑登録証明書（イに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ホ 運転免許証等（道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書、住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ト イからへまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三 前条第1項第2号に掲げる者 旅券等

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）